

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2  この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。</p> <p>3  通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないよう<b>にすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</b></p> <p>（通信教育の方法等）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（通信教育の方法等）</p> <p>第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。</p>

2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。

3 (略)

(協力校)

第三条 (略)

(通信制の課程の規模)

第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

第五条 実施校における通信制の課程に係る教頭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送による指導等の方法を加えて行なうことができる。

3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

(協力校)

第三条 (略)

(通信制の課程の規模)

第四条 実施校における通信制の課程の規模は、通信制の課程の生徒収容定員が三百人を下らないものとする。

(教諭等及び事務職員の数)

第五条 実施校において通信制の課程に関する校務を整理する専任の教頭並びに通信教育を担当する専任の教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者に限る。)(以下「教員」という。)の数は、次の各号に掲げる数を基準とする。

一 通信制の課程の生徒の数(以下「生徒数」という。)(が三百人から千二百人までの場合は、五人に、生徒数が三百人をこえて百人ま

2 | 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 | 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(事務職員の数)

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(施設及び設備の一般的基準)

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管

を増すごとに一人を加えた数

- 二 | 生徒数が千二百一人から五千名までの場合は、十四人に、生徒数が千二百人をこえて百五十名までを増すごとに一人を加えた数
- 三 | 生徒数が五千一人以上の場合は、四十人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数

2 | 実施校において通信制の課程の事務に従事する専任の事務職員の数

は、次の各号に掲げる数を基準とする。

- 一 | 生徒数が三百人から五千名までの場合は、二人に、生徒数が三百人をこえて四百名までを増すごとに一人を加えた数
- 二 | 生徒数が五千一人以上の場合は、十四人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数

(新設)

(新設)

(新設)

理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。)  
の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条  
第四項の規定により、他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む  
。 )の教育の用に供する施設を兼用する場合又は地域の実態その他に  
より特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りで  
ない。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければ  
ならない。

- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室
- (削除)
- (削除)
- (削除)

(校舎の面積)

第七条 独立校の校舎の面積は、一、二五〇平方メートルを下つてはな  
らない。ただし、前条第四項の規定により、他の高等学校(中等教育  
学校の後期課程を含む。 )の教育の用に供する施設を兼用する独立校  
にあつては、この限りでない。

(施設)

第六条 実施校の校舎には、通信教育の用に供する次の各号に掲げる施  
設を備えなければならない。

- 一 教頭室(通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」とい  
う。 )にあつては、校長室)、会議室、教員室
- 二 事務室、教材等保管室
- 三 普通教室、特別教室
- 四 図書室、展示室
- 五 保健室、休養室
- 六 生徒集会室

2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行なう教育の用に供する施設を兼用することができる。

4 独立校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の高等学校の教育の用に供する当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

(校具及び教具)

第十条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第十一条 (略)

2 前項第一号から第五号までに掲げる施設については、やむを得ない事情がある場合で教育上支障がないときは、各号に掲げる一の施設をもつて当該各号に掲げる他の施設に兼用することができる。

3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第三号から第六号までに掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行なう教育の用に供する施設を兼用することができる。

4 独立校における第一項第三号から第六号までに掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の高等学校の教育の用に供する当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

(設備)

第八条 実施校には、通信教育の用に供する図書、機械、器具、標本、模型その他の校具を備えなければならない。

(新設)

(定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第九条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校

2  
4 (略)

附則

(施行期日等)

- 1 | この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 | この省令の施行の際現に存する高等学校の通信制の課程における第九条に規定する事項については、当分の間、なお従前の例によることができる。

長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2  
4 (略)